

「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」
(DV防止基本計画) 平成26年度事業実施(進捗)状況報告(総括)

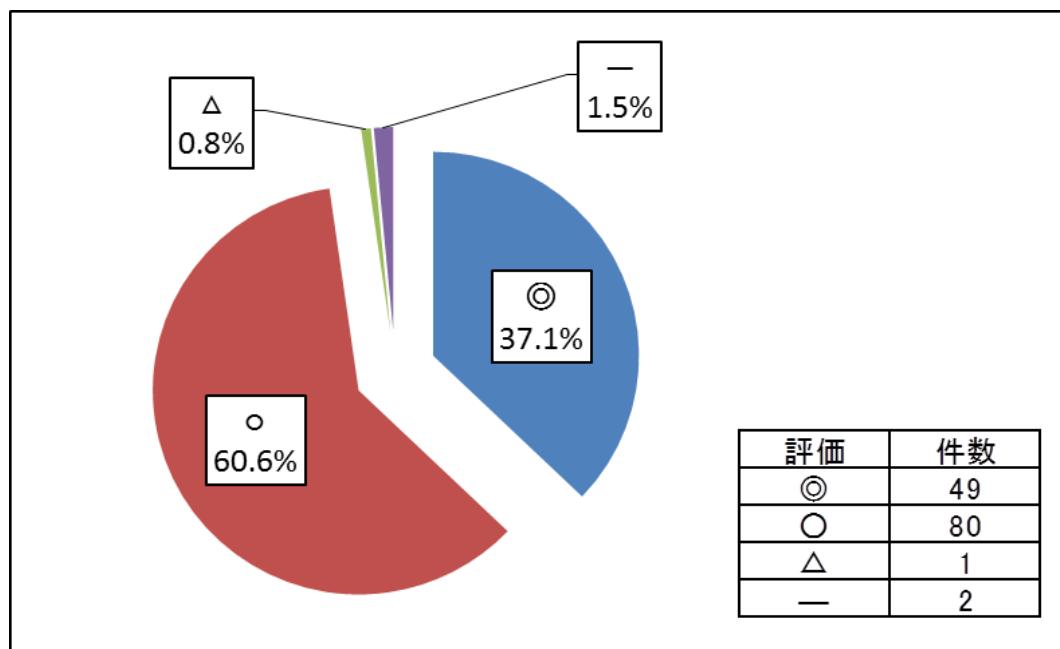
平成26年度の「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(DV防止基本計画)の事業実施(進捗)状況における各所管課の自己評価については、
◎「順調」が4割弱、○「おおむね順調」が約6割であった。

△「あまり順調ではない」の1件は、災害時に作成される避難者名簿の公表についての配慮の項目を「避難所運営マニュアル」に反映させる検討をしていたが、平成26年度には反映させるに至らなかったためである。なお、平成27年度策定する「校区避難所運営マニュアル」に反映させる予定である。

また、－「その他」の2件(再掲含む)は、隔年実施の事業で平成26年度は実施しなかったものである。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標1～5の全事業】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標1 DVを許さない意識づくりの推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向がある。DVによる被害が起きない社会や家庭をつくるため、以下の3つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

①市民に対する啓発

- ・暴力の防止の講演会・教室等を実施した。
- ・母子健康手帳に、DV相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図るとともに、保健師等による面接において、必要な方には窓口の紹介をはじめとする支援をおこなった。
- ・相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口（女性相談員によるDV相談）など、DV相談先の周知を図った。

②若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知

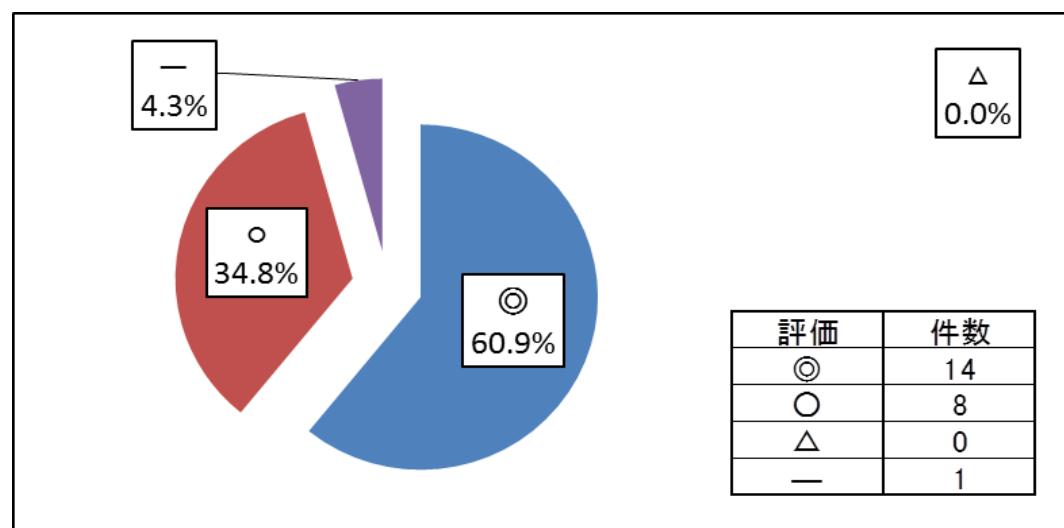
- ・ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を行うため、保育従事者への人権研修を実施した。
- ・いじめ・暴力防止（CAP）プログラムを全小学校で実施した。

③医療・保健・福祉関係者に対する周知

- ・DV被害者支援現場からの報告や講演などDVに関する庁内職員研修を実施した。
- ・課だよりにDVに関する図書の紹介や男性カウンセラーからのメッセージなどを掲載し、各施設に広く配架した。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標1】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標1における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、隔年実施事業の「その他」1件を除くと、「順調」と「おおむね順調」を合わせ100%という状況であった。

基本目標2 安心して相談できる体制の整備

被害者がDVを受けることなく安全な生活を送るために、情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分自身で決定し、問題を解決できる行動がとれるようになることが大切である。被害者が安心して相談できる体制を整備するため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 相談体制の充実

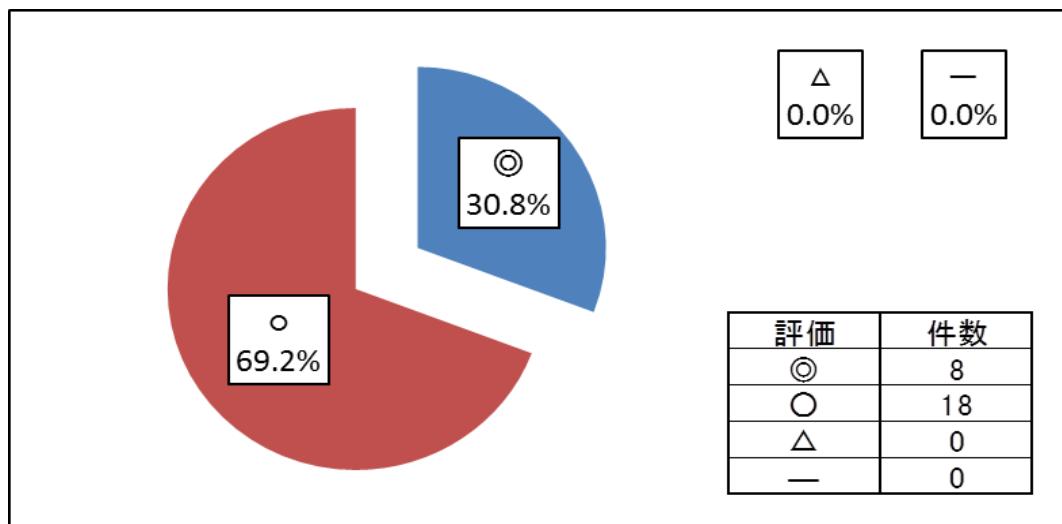
- ・フェミニストカウンセラーによる女性の悩みの相談、男性カウンセラーによる男性の悩みの相談を実施した。男性の相談には面接に加え電話相談も導入した。
- ・女性相談員が必要に応じて被害者に同行し、各種制度の利用にかかる手続きを支援するなど被害者の負担軽減を図った。

② 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- ・医療調整や受診勧奨、社会復帰支援など、個別相談にて被害者の状況に応じた支援を実施した。
- ・24時間電話教育相談「こころホーン」や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めた。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標2】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標2における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、「順調」と「おおむね順調」を合わせると100%であった。

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それに求められる役割を的確に果たす必要がある。被害者の安全確保の徹底を図るため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 被害者の安全確保の徹底

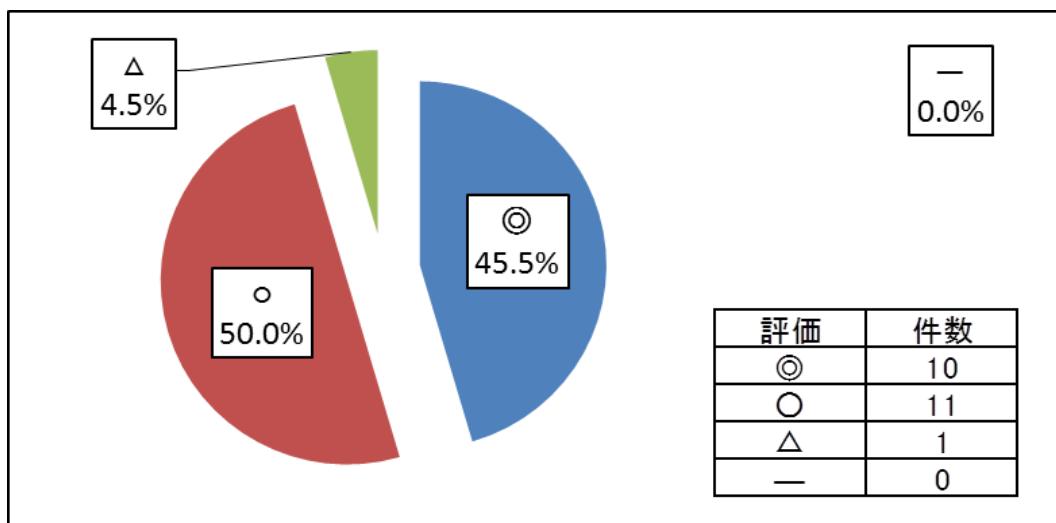
- ・被害者の安全確保のため、一時保護先への同行支援を行った。
- ・被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう、関係教育委員会間において連絡調整を行った。
- ・救急業務遂行中、傷病者の症状にDVが疑われる事案に遭遇した際、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行った。

② 被害者の情報管理の徹底

- ・プライバシーを保護するとともに証明が悪用されることを防止するため、被害者の申請に基づき被害者以外への税務証明の交付を停止した。
- ・被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止するため、被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限した。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標3】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標3における事業実施(進捗)状況に係る各所管課の自己評価については、「順調」と「おおむね順調」を合わせると約95%であった。「あまり順調ではない」の1件は、災害時に作成される避難者名簿の公表についての配慮の項目を「避難所運営マニュアル」に反映させる検討をしていたが、平成26年度には反映させるに至らなかつたものである。

基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者がこれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、住宅の確保、経済基盤の確立、DVによる心身の回復のためのケアなど様々な問題に直面する被害者の自立支援や生活再建の支援を図るため、以下の4つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 生活基盤を支えるための支援

- ・住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認める措置を行った。
- ・DV被害者等に自立支援金の支給を行った。

② 子どもに関する支援

- ・母子生活支援施設への入所支援を行った。
- ・DV被害者を含めた母子家庭等の児童について、優先的に保育所の入所決定を行った。

③ 高齢者・障害者・外国人等への支援

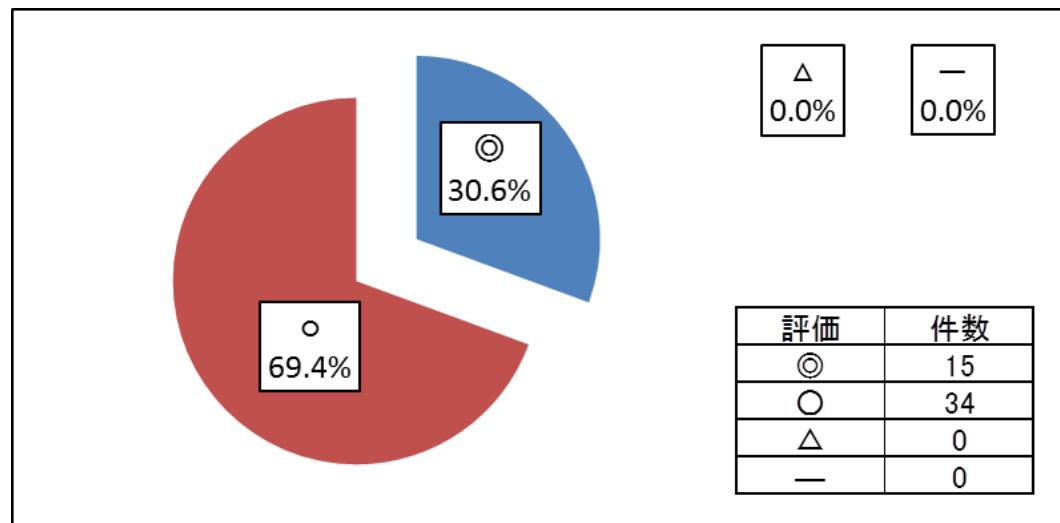
- ・虐待の被害者に対して、関係機関と連携し相談や支援を行った。
- ・国が作成した多言語の制度説明のパンフレットを各区に配布し、必要に応じて利用したほか、関係機関と連携して外国人DV被害者の支援を行った。

④ 被害者の心のサポート

- ・DV被害者同士が自らの悩みや体験を語り合うことで、自立や心身の健康回復を図るためにDV被害者サポートグループ事業を実施した。
- ・被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供や調整を行った。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標4】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標4における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、「順調」と「おおむね順調」を合わせると100%であった。

基本目標5 推進体制の充実

DVを防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかる関係部局との連携強化のみならず、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組み、継続した支援を推進することが必要である。推進体制の充実を図るため、以下の2つの施策に取り組んだ。

【主な取組】

① 人材育成研修

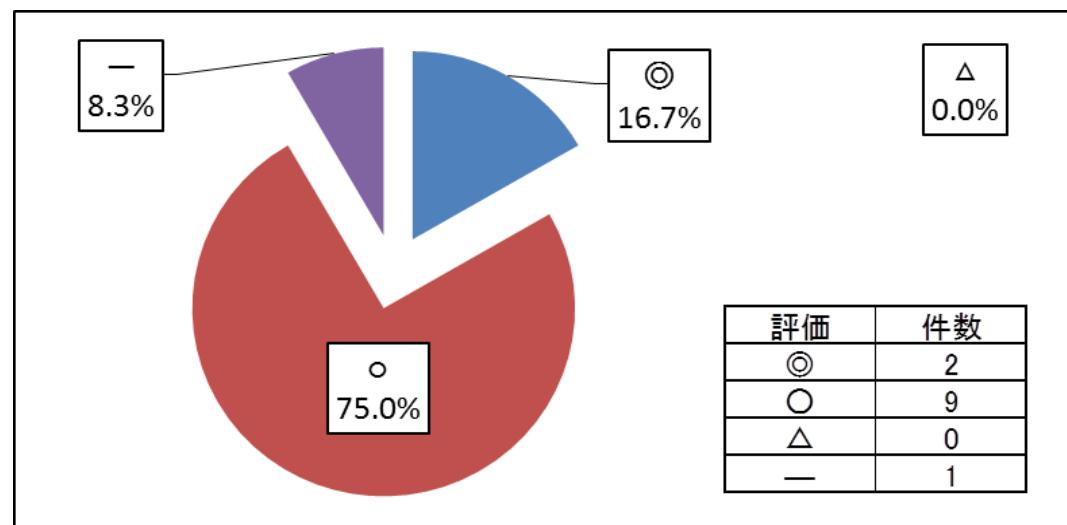
- ・DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施した。
- ・データDV防止についての授業実施のための教職員研修を行った。

② 関係機関、団体等との連携機能の充実

- ・府内関係課、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関わる機関との情報交換・連携を図るための「堺市DV対策連絡会議」を開催した。

事業に対する各所管課の自己評価【基本目標5】

(<凡例> ◎：順調 ○：おおむね順調 △：あまり順調ではない －：その他)



基本目標5における事業実施（進捗）状況に係る各所管課の自己評価については、隔年実施事業の「その他」1件を除くと、「順調」と「おおむね順調」を合わせ100%という状況であった。